

	対象者	制度名	概要	問合せ	
給付金等	上富良野町での 独自事業	経営持続及び新スタイル導入促進事業	店舗の確保など経営継続に必要な固定経費に対する支援とあわせ、新北海道スタイルの導入など、行き届いた感染予防対策による「安全・安心の店」の再構築につなげるため必要な経費について助成。 【対象経費及び助成内容】 ・家賃 補助率1/3以内 ・上下水道基本料 定額補助 ・新スタイル推進 定額補助 ・導入促進支援事業 定額補助	【助成対象】 主に夜間の営業を行う飲食店で、国の持続化給付金もしくは家賃支援給付金の支給対象事業者及び5月から12月のいずれかの月の売上高が、前年同月と比較して50%以上の減収または、連続する3カ月の合計で前年同期30%以上の減収が認められる事業者。 役場企画商工観光課 ☎45-6983	
		中小企業経営継続奨励助成金(飲食業関連支援)	新型コロナウイルス感染症の長期化により大きな影響を受けている町内飲食店等に対して今後の事業を継続していただくための奨励助成金を交付 【奨励助成金】15万円 【対象業種】 ①飲食店 店舗内での飲食サービスを提供する飲食店事業者 例：食堂、レストラン、居酒屋、スナック 専門料理店(すし店、焼肉店、ラーメン店等) バー、カラオケ店 ※ただし、店舗内で飲食の提供を行わない持ち帰りサービス業は対象外 ②飲食関連業 ①の飲食店に対して酒類を卸売りする事業者 ※複数の店舗を営んでいる場合も1事業者とします。	【対象事業者】 ①R2.9.1現在において営業し、今後も継続して営業する予定の事業者 ②町税等の滞納がないこと ③売上高の減少が次のいずれかに該当する事業者 ア. R2.9月～11月のいずれかの月の売上が前年同月と比較して50%以上減少イ. R2.9月～11月の3か月間の売上の平均額が前年同時期と比較して30%以上減少ウ. 開業後1年を経過していない場合は、R2.9月～11月の売上が開業直後1か月の売上と比較して30%以上減少 役場企画商工観光課 ☎45-6983	
		宿泊施設感染症対策設備等導入事業	新型コロナウイルス感染対策設備等の導入に係る必要な経費の5分の4を補助 【補助金】上限50万円 【対象事業】 新型コロナウイルス感染症対策としての設備・機器の設置・導入※換気機能又は衛生環境の向上が認められるもの ※申請前に購入済の場合 令和2年7月1日以降で、必要書類が提出可能であれば対象	【対象事業者】 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条の規定により旅館業(下宿営業を除く。)の許可を受けた、上富良野町内にて宿泊事業を営む事業者とする。 【申請期限】 ・令和3年1月29日(金)まで ※事業予算が達し次第終了 かみふらの十勝岳観光協会 ☎45-3150	
		小規模事業者持続化補助	新型コロナウイルス感染症対策環境衛生向上に係る必要な設備費用の5分の4を補助 【補助金】上限50万円 【対象経費】 新型コロナウイルス感染症対策の設備費用 ※申請前に購入済の場合 令和2年2月1日以降の請求書・領収書等の購入内容がわかるものが必要	【対象事業者】 不特定多数の者が利用する店舗(事務所を除く)及び旅客運送を行う事業者 例：飲食店、小売店、宿泊店、理美容、タクシーなど 【申請期限】 ・令和3年1月29日(金)まで ※事業予算が達し次第終了 上富良野町商工会 ☎45-2191	
		感染症対策環境整備事業	町内に住所を有する対象施設の環境整備等費用として10万円を助成。	【対象施設】 ・高齢者入所施設 ・障害者福祉サービス事業所 役場保健福祉課 ☎45-6987	
売上が減少した	経営持続化臨時特別(支援金B)	申請期限：2021/1/31	「新北海道スタイル」安心宣言の取組を実践するとともに、休業要請の対象外ではあっても、長期間の外出自粛や自主的な休業により、 <b>ひと月の売上げが前年から50%以上減少</b> した事業者の方に対して <b>5万円</b> を支給します。※令和2年1月以降3月末までに開業した方については特例あり。	北海道経営持続化臨時特別支援金お問合せセンター ☎011-350-7262	
	持続化給付金	申請期限：2021/1/15	法人：上限 <b>200万円</b> 個人事業者：上限 <b>100万円</b> ひと月の売上が前年同月比50%以上減少した事業者に対して左記の範囲内で事業全般に広く使える給付金を支給します。	持続化給付金サポート窓口(上川総合振興局商工労働観光課) ☎0166-46-5940 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-279-292	
	雇用を維持したい	雇用調整助成金	一時休業等により労働者の雇用維持を図った場合、休業手当等の一部助成が受けられます。対象となる休業期間：R2.4.1～R3.2.28 <b>助成率：中小企業4/5(要件を満たす場合最大10/10)</b> <b>大企業2/3(要件を満たす場合最大3/4)</b> <b>上限：1日あたり15,000円</b>	雇用助成金さっぽろセンター ☎011-788-2294 雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999	
家族の世話等で従業員が休業した自分が休業した	小学校休業等対応助成金(雇用者/個人事業主等)	申請期限：2021/3/31	臨時休業などに伴い、子どもなどの世話で休暇を取得させた場合や、休業をした場合に、助成金を支給します。 ・従業員に有給休暇(年次有給休暇除く)を取得させた事業主 ※R2.4.1～R3.2.28：1日あたり上限15,000円 ・個人事業主またはフリーランス ※R2.4.1～R3.2.28：1日あたり上限7,500円(定額)	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999	
融資・貸付	資金繰りを改善したい	道の融資制度(中小企業総合振興資金)	取扱い期間：2020/5/1～2021/1/31	無利子融資 「新型コロナウイルス感染症対応資金」等を創設しました。 ・融資金額最大6,000万円以内。据置最大5年間 ・一定の要件を満たした場合に、 <b>3年間の実質無利子および保証料の減免。</b>	北海道庁中小企業課 ☎011-204-5346
		日本政策金融公庫の融資		無利子融資 当初3年間実質無利子の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などがあります。	日本政策金融公庫旭川支店 ☎0166-24-4161
		商工中金の融資			商工中金専用コールセンター ☎0120-542-711
上富良野町での独自事業	上富良野町中小企業融資(経営環境対応特別融資)	取扱い期間：2020/3/23～2021/3/31	限度額 運転資金300万円 償還期間 5年以内(うち1年以内の据置き可) 利率 固定金利1.6%(利息の全額を町が負担) 信用保証 北海道信用保証協会の保証付き(保証料の全額を町が負担)	取扱金融機関/申込先 旭川信用金庫上富良野支店 ☎45-3141 空知商工信用組合富良野支店 ☎23-5101	
猶予	税の申告や納税が今は厳しい	申告期限等の延長、納税の猶予(道税・国税・町税)	期限内に申告や納税ができない場合は、 <b>申告期限の延長や納税の猶予</b> が適用される場合があります。 【町税について(納税の猶予)】令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するすべての町税が対象となります。 道税・国税についても、同様に適用される場合がありますが、納付先が異なるため、それぞれにお問合せください。	町税：役場町民生活課 ☎45-6989 道税：上川総合振興局納税課 ☎0166-46-5100 国税：札幌国税局猶予相談センター ☎0120-291-675	
	社会保険料等の支払いが厳しい	厚生年金保険料等の納付猶予	厚生年金保険料、労働保険料等の <b>納付の猶予</b> などが適用できる場合があります。	厚生年金：旭川年金事務所 ☎0166-72-5003 労働保険：北海道労働局 ☎011-776-6099	
	水道料金等の支払いが厳しい	上下水道料金の相談	収入の減少などにより、上下水道料金のお支払いが困難な世帯や事業者の方は、支払い期限の延長や分割支払いについて、ご相談をお受けしています。	役場建設水道課 ☎0167-45-6982	